

問Ⅸ—② （調査報告書、学会誌等の発行）

調査報告書、学会誌等の発行が公益目的事業か否かは、どのように判断するのですか。

答

- 1 公益目的事業であるためには「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」である必要があります。したがって、発行物が、何らかの公益目的事業についての情報を普及するための手段として発行されるものであれば、当該発行も当該公益目的事業の一環と整理することが可能です。
- 2 本体の公益目的事業には調査など様々なものがありますが、例えば、調査の場合であれば、「公益目的事業のチェックポイント」の第2の1の「(6) 調査、資料収集」をご参照ください。
- 3 また、例えば、学会誌の発行の場合には、論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かという点をチェックすることとなります。これについては、優れたものを選考する際に適用する「(14) 表彰、コンクール」をご参照ください。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

(補足2) 発行物によって広く情報が普及されることが望ましいが、その分野を専攻する研究者の大半で構成される法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても、上記1の「普及」に当たるものと考えられる。

(参照条文)

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P39、P48、別紙